

令和7年度 佐々町水道料金・下水道使用料審議会（第3回）概要

開催日時	令和8年3月23日（月）18時～19時30分	
開催場所	役場庁舎1階「さざホール」	
出席者	委員	廣川委員、森山委員、横尾委員、池田委員、新村委員、菅委員、世知原委員、古川委員、堤委員（順不同）
	事務局	水道課職員5名

【会次第】

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

（1）第2回審議会審議内容の振り返り

（2）水道料金改定（案）の検討

※（1）、（2）について事務局から資料5、参考2に基づき説明

【審議会検討事項】

・日本水道協会「水道料金算定要領」に規定されている算定期間（概ね3年から5年）を参照し、3年案及び5年案を審議した結果、期間内の経済状況の変化への対応や、次回改定までの検討期間の確保などの面から今回の料金改定に係る算定期間は5年間とする。

※次回以降の改定が行われる際の算定期間は、その際に再度審議内容とする。

・基本料金、超過料金の詳細な改定内容については継続審議とし、第4回審議会での最終的な改定案を取りまとめることとする。

(3) 質疑応答

(委員)

今回、料金改定案に基本料金(0～5 m³)の引き下げを行うパターン案を出されている理由を教えてください。

(事務局)

現在の基本料金の設定が税抜きで0～5 m³帯が1,000円、6～10 m³帯が1,300円と設定している。単純に最大水量利用の1 m³単価でみると、6～10 m³帯に比べ0～5 m³帯が割高となっている現状がある。今回の改定を考える際にまずはその部分を解消するとしたときの案を追加したものです。

(委員)

基本料金帯の世帯数は全体のどのくらいの割合になっているのか。

(事務局)

令和8年度3月検針時の件数で、約6,500件の水栓に対し、0～5 m³帯が約1,660件、6～10 m³帯が約1,200件となっていて、全体の約4割が基本料金内の使用者となっています。

(委員)

そのような割合としたときに、基本料金を引き下げることによって収入の減につながらないか。

(事務局)

基本料金を下げて、超過料金収入だけに頼ることとしたら予想の有収水量よりも大幅に下がったときに、料金改定による増収見込み分は入ってこなくなります。

基本料金は、使用水量に関わらず収入を得られる方法であると考えています。

(委員)

3年ごとの料金改定は短いスパンだと考えているが、事務局としては、3年と5年とどちらがいいと考えているのか。

(事務局)

経営する立場の意見としては、3年ごとの改定にした場合、急遽費用が増えるような要因が起こった際に、改定幅が少なくなるため対応できなくなるリスクがあると考えています。一方、5年パターンであれば、最初の上げ幅が少し上がることにはなりますが、将来の判断をしやすくなると考えています。

しかしながら、様々な意見を出していただいた中で、最終決定をいただければと考えています。

(委員)

料金改定に伴い、一般的な世帯で使っている人たちの負担がどのくらい増えるものなのか。

(事務局)

令和7年度4月から2月の家庭用の平均使用水量は約15m³となっています。

パターンによって、負担増は若干違うが、超過料金だけを上げて料金改定を行ったら算定期間3年で約150円/月となる見込みです。

(委員)

近隣の水道料金の値上げ状況を教えていただきたい。

(事務局)

報道等で把握している分であれば、佐世保市が平均改定率27.5%、西海市が平均改定率約30%という内容であったかと思います。

佐々町は5年案で令和6年度比18%強の平均改定率となっています。

(委員)

佐世保市は、最終的に27.5%で段階的に17.5%、22.5%、27.5%と上がっていくと聞いている。

(事務局)

おっしゃられる通りとなっているが、改定率が変わっていくのではなくて、答申に基づき市長が判断され、一般会計からお金を入れることにより、負担を軽減されています。

佐々町では、一般会計の負担を求めるということは、一般会計で行う予定だった事業を削って水道料金を補てんするという事に繋がるので避けるべきだと考えています。

また、企業会計の原則は独自採算と考えていますので、そういった理由から一般会計からの繰入は避けるべきではと考えています。

(委員)

次回の審議に向けて、詳細な改定方法の5パターンを3パターンとかに絞ることはできないのか。

(事務局)

5パターン示した理由としては、基本は基本料金、超過料金全て上げるというパターン③をベースに、使用水量が少ない区分には高齢世帯や低所得世帯

等が含まれると想定されるため、福祉的な観点で基本料金を据え置いたり、必要によっては負担を軽減するという考え方も示した中で皆さんから様々なご意見をいただき、改定を進めたいという意図を含ませていただいています。

(4) その他

※次回審議会日程の調整（次回：令和8年4月13日（月）予定）

4. 閉会